

2019年4月24日

## JFS-C 認証スキーム文書 Version 2.4 の変更点の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

### 1. 改定目的

本改訂の目的は、GFSI ベンチマーク要求事項（以下「BR」） Ver. 7.2 と JFS-C 認証スキーム文書との整合性を確保することです。

### 2. 変更点の概要

#### (1) GFSI 審査員試験制度の導入

GFSI BR Ver. 7.2 Part II に、GFSI が提供する試験を審査員に対して実施することが新たな要求事項として追加されました（GFSI BR Part II 2.4、審査員力量のプロセスに関する要求事項）。これにともない、JFS-C 認証スキーム文書 Ver.2.4（以下、「本スキーム文書」）に GFSI 審査員試験に関する要求事項を追加しました（4.4.5 7）、P22）。

#### (2) 認定機関に対する要求事項の整理

- ・スキーム文書 Ver.2.3 は、IAF の国際相互承認協定の対象として、レベル 5 に ISO22000:2005 を指定していましたが、JFS-C 規格の相互承認に対応するために新たに 3.2.4 を規定し、ISO22000 を削除しました（3.2.1、3.2.4、P7）。
- ・認定機関と協会との間で共有する情報を整理しました（3.3.1 2）(3)(4)、P8）。
- ・スキーム文書 Ver.2.3 の付属書 1 信頼性維持プログラムの 1（認定機関に対する監視活動）の位置づけを整理しました（3.3.1 6）、P8）。
- ・認定活動に関する要求事項を GFSI BR に併せて整理しました（3.3.7、P9）。

#### (3) セクター・カテゴリの整理

スキーム文書 Ver.2.3 で EI、EII、EIII、EIV を「カテゴリ」と称していたものを、「サブセクター」に改称し、GFSI の用語と統一しました。また、スキーム文書 Ver.2.3 で認証範囲が明確になっていなかった部分を見直し、特に認定対象範囲がカテゴリとなっていたものを、セクター（サブセクターが適用される場合にはサブセクター）に修正するなどの整理をしました（1.4.2、P3 等）。

#### (4) GFSI Ver. 7.2 Part II 1.1.2 の追加要求事項の追加

GFSI BR Ver. 7.2 Part II 1.1.2 で新たに追加された要求事項に対応し、協会が

組織に対して協会の規格の取得を強要することを防ぐため、優越的地位の濫用防止に関する事項を追加しました（1.6、P3）。

（5）サーベイランス活動規程と信頼性維持プログラムとの整合性確保

スキーム文書 Ver.2.3 では、付属書 1 の信頼性維持プログラムと「認証機関に対するサーベイランス活動規程（C01P14）」の要求事項とが重複していたことから、付属書 1 を削除してサーベイランス活動規程に統合しました（2.6、P6）。

（6）認証書に関する変更

- ・ 認証機関に対し、協会が指定する様式にそった認証書を発行するよう要求しました（4.2.7、P13）。
- ・ 認証書の必須記載事項について、運用実態に合わせ、スキーム文書のバージョンから、認証審査に使用した「規格」を明記するよう変更しました（4.2.7 1）、P13）。

（7）認証機関による認定申請から認定取得までの期限の明確化

スキーム文書 Ver.2.3 においては、認証機関と協会との間で契約を締結した後、認証機関が認定申請をするまでの期限が明記されていなかったことから、契約締結後 1 年以内に認定申請する旨、認証機関に対する要求事項を追加しました（4.2.2、P11）。

（8）審査技能の評価プログラムの整理

- ・ 登録審査員は、初年度に GFSI 承認スキームによるオンサイト審査を毎年 5 件以上、かつ合計審査日数が 10 日間以上とするよう要求事項を変更しました（4.4.5 4）（3）、P21）。
- ・ 登録維持のための年間審査経験から、年間審査日数 10 日以上の要求事項を削除しました（同(4)）。
- ・ 登録維持のための年間審査経験として、JFS-C 規格と JFS-C 規格を含む他の GFSI 承認スキーム規格の合計審査件数が 5 件以上とすることを明記しました。なお、この変更は要求事項の解釈を変更するものではありません（同(4)b）。

（9）最小審査工数の算定方法の整理

最小審査工数の算定方式に不明確な点があったことから、これをわかりやすいもの書き換えます。なお、この変更は、要求事項の内容を変更するものではありません（付属書 1、P24）。

以上